

庄原市行政評価シート

令和2年度評価

| | |
|-------|-------------------|
| 事務事業名 | 重度心身障害者在宅介護手当交付事業 |
|-------|-------------------|

| | | | | | |
|---------|--|------------------------------------|-------|---------------------|-----------------|
| 所管 | 生活福祉 | 部 | 社会福祉 | 課 | |
| 実施期間 | 平成 | 17 | 年度～ | 年度（終期設定が無い場合は終期を空白） | |
| 予算科目 | 会計 | 款 | 項 | 目 | 事業 |
| | 01 | 03 | 01 | 03 | 1606 |
| | 一般会計 | 民生費 | 社会福祉費 | 障害者福祉費 | 障害者福祉事業 |
| 対象者 | 重度の障害を有する方を在宅で介護する介護者 | | | 対象者数など | 76名(R1.3.31 現在) |
| 根拠法令等 | 庄原市心身障害者在宅介護手当交付要綱 | | | | |
| HPアドレス | | | | | |
| 実施目的 | 疾病又は心身障害により、常時介護を必要とする者(以下「要介護者」という。)を在宅で介護している者(以下「介護者」という。)に庄原市重度心身障害者在宅介護手当を交付し、当該要介護者及び介護者の精神的、経済的援助を行い、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 | | | | |
| 事務事業の概要 | <p>次のいずれにも該当する方を在宅で介護している介護者へ、月額5,000円(年:60,000円)を支給する。</p> <p>①身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方</p> <p>②65歳未満で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当のいずれかを受給している方 ・18歳以上で、障害支援区分認定において区分5又は6と認定された方 <p>③庄原市在宅高齢者家族介護慰労金支給要綱に定める「在宅高齢者」でない方</p> <p>※年3回(8,12,4月)支給</p> | | | | |
| 年度別実績概要 | 平成29年度 | 交付者数:75人 交付額:4,300千円(月額:5,000円) | | | |
| | 平成30年度 | 交付者数:76人 交付額:4,125千円(月額:5,000円) | | | |
| | 令和元年度 | 交付者数:76人 交付額:4,265千円(月額:5,000円) | | | |

実績指標

(単位:千円)

| 事業費 (インプット) | 項目 | 内容 | H29 | H30 | R1 | 計 |
|----------------|-------|---------------------|-------------|-------|-------|--------|
| | 事業費 | 扶助費 | 月額5,000円の支給 | 4,300 | 4,125 | 4,265 |
| | | ※H25年度から月額5,000円に増額 | | | | 0 |
| | | (H24年度は月額4,000円) | | | | 0 |
| | | 計 | 4,300 | 4,125 | 4,265 | 12,690 |
| 財源 | 国県支出金 | | | | | 0 |
| | 地方債 | | | | | 0 |
| | その他 | | | | | 0 |
| | 一般財源 | | 4,300 | 4,125 | 4,265 | 12,690 |

| | | 指標名称 | 単位 | 基準値 | H29 | H30 | R1 | 計 |
|----------------|--------------------------------|-----------|----|-----|-------|-------|-------|--------|
| 実績 (アウトプット) | 1 | 介護手当の交付人数 | 人 | | 75 | 76 | 76 | 227 |
| | 2 | 介護手当の交付額 | 千円 | | 4,300 | 4,125 | 4,265 | 12,690 |
| | 3 | | | | | | | 0 |
| 成果 (アウトカム) | 1 | (備考欄記載) | | | | | | 0 |
| | 2 | | | | | | | 0 |
| | 3 | | | | | | | 0 |
| 備考 | 介護者の方への適正な支給により、経済的負担の軽減が図られた。 | | | | | | | |

庄原市行政評価シート

令和2年度評価

事務事業名 重度心身障害者在宅介護手当交付事業

| 評価項目 | 所管課 | 市民意見 | 評価委員会 | 評価平均(上段)・分布(下3段) | |
|--|-----|------|-------|------------------|-------|
| (評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定) | | | | 市民意見 | 評価委員会 |
| 優先度 | A | A | A | 1.0 | 0.7 |
| A 同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。 | | | | 4 | 5 |
| B 同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。 | | | | 0 | 2 |
| C 同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。 | | | | 0 | 0 |
| 認知度 | B | B- | B- | △ 0.3 | △ 0.1 |
| A 対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。 | | | | 1 | 0 |
| B 対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。 | | | | 1 | 6 |
| C 一部の者を除き、事業があることすら知られていない。 | | | | 2 | 1 |
| 有効性 | A | A | A | 0.8 | 1.0 |
| A 費用に対して、効果・成果が高い事業である。 | | | | 3 | 7 |
| B 費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。 | | | | 1 | 0 |
| C 費用に対して、効果・成果が低い事業である。 | | | | 0 | 0 |
| 受益者満足度 | A | - | A | - | 0.7 |
| ※受益者: 重度の障害を有する方を在宅で介護する介護者 | | | | | |
| A 受益者(対象者)は、満足している事業内容である。 | | | | 0 | 5 |
| B どちらともいえない。 | | | | 0 | 2 |
| C 受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか) | | | | 0 | 0 |
| 市民(納税者)納得度 | A | A | A | 0.8 | 1.0 |
| A 目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。 | | | | 3 | 7 |
| B どちらともいえない。 | | | | 1 | 0 |
| C 目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。 | | | | 0 | 0 |
| 代替性 | A | A | A | 1.0 | 1.0 |
| A 収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。 | | | | 4 | 7 |
| B 民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。 | | | | 0 | 0 |
| C 市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。 | | | | 0 | 0 |
| まちづくり基本条例適合性 | B | A | B+ | 0.5 | 0.3 |
| A 市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。 | | | | 2 | 2 |
| B 市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。 | | | | 2 | 5 |
| C 条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。 | | | | 0 | 0 |

所管課評価

現行どおり

| | |
|----|--|
| 視点 | 本事業の目的にかなった制度であると考えている。また、施設入所による行政の費用負担の面からも、在宅介護者への慰労金給付は適切であると考えている。 |
| 課題 | 施設入所や長期入院による資格喪失の把握漏れをなくすよう、対象者への情報提供を徹底する必要がある。(現在は、年1回の申請勧奨通知及び年3回の交付通知に、資格喪失の届出について記載している。) |

事務事業名 重度心身障害者在宅介護手当交付事業

**市民意見
(プラモニ)**

※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニとしての総括評価はありません。)

※全意見は、ホームページに掲載しています。

| 分布 | 現行どおり | 拡充 | 縮小 | 終了 | その他の見直し | 総回答数 |
|------|--|----|----|----|---------|------|
| | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 主な意見 | <p>【現行どおり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅介護については、少しでも増額を望みます。 重度心身障害者に対する全体的なケアについて理解できていませんが、在宅での介護手当は必要と考えます。 | | | | | |

事務事業名 重度心身障害者在宅介護手当交付事業

行政評価
委員会評価

現行どおり

※行政評価委員会の摘録(会議内容)はホームページに掲載しています。

総括
意見

在宅介護者の負担軽減につながる事業であり、現行どおり継続されたい。

※委員会における最終的な評価として総括したもので、分布の多い評価を優先するものではありません。



| 分 布 | 現行どおり | 拡充 | 縮小 | 終了 | その他の見直し |
|--------|-------|----|----|----|---------|
| | 7 | | | | |

各
委
員
の
意
見

【現行どおり】

- ①重度心身障害者の在宅での介護は、精神的にも、経済的にも負担が多いものと思います。経済的な負担軽減のため必要な事業と思います。
- ②在宅介護を行う介護者にとっては本事業は行政からの支援施策として特に精神的には支えとなっていると思える。行政側も介護者とのつながりを持つ事業として有効な事業と思える。資料によると近隣市町と比較して最も交付対象及び交付額において高く評価できるものと思われることから今後も本事業を続けて福祉の向上に努めていただきたい。
- ③社会的弱者の救済事業のひとつであり市民にとっては必要な事業であると思う。受給者にとっては高額であれば喜ばしい事ではあるが近隣他市町の例と比較しても決して庄原市だけが遅れているものではないと考える。心身障害者対策は全国的な取り組みとしてこの事業にも一般財源だけでなく国県費用の導入もあればもっと喜ばれると思う。
- ④事業目的にかなったよい事業であると感じる。可能なら増額も検討しながら事業を継続して欲しい。
- ⑤在宅で介護されている方を行政として経済的に支援することは、障害者福祉の向上を図るうえからも大変有益で、効果的な事業と思います。
(1)近隣市町との金額的な均衡、(2)受給資格のある方への適切な説明をして理解を深め、受給漏れや資格喪失の届け出漏れが無いように、等関心を持ち対応をされることを望みます。
- ⑥重度の心身障害をお持ちの方を、自宅で介護されているご家族のご負担は、いかほどかと思えます。ご家族の思いからすれば、金額の多寡はあるかと思えますが、近隣の市町に比較して、庄原市の交付額が多いことは理解されているのではないのでしょうか。この交付事業自体は、継続が適当と考えます。ご家族の心理的な負担へのサポートとして、気軽に行政相談ができるとか、カウンセリングを受けられるなど、手当交付以外の事業については今回評価対象となっていませんが、今回の交付事業と合わせて、効果的な支援が行われることを望みます。
- ⑦広島県内の他の自治体と比べても手当金額も高めであり、妥当ではないかと思う。

今後の事業
実施の方向性

現行どおり

詳細 在宅介護者の負担軽減のため、現行通り継続して事業を実施する。

備考 予算額 令和3年度:4,260千円
令和2年度:4,560千円